



健康保険証の廃止を定めるマイナンバー法等の一部改正法について **施行期日となる12月2日** が迫ってきました。現行の健康保険証の **新規発行については2024年12月2日で終了** しますが、**最大1年間有効とする経過措置** が設けられており、2024年12月2日時点で有効な健康保険証は退職等で資格喪失しない限り、2025年12月1日まで使用可能です。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、**マイナンバーカードの健康保険証利用を申請・登録**する必要があります。利用登録の方法は、①医療機関・薬局の受付（カードリーダー）で行う ②「マイナポータル」から行う ③セブン銀行ATMから行う 3つの方法があります。今後は入社時点でのマイナンバー収集が必須であり、それと同時に事業主はマイナンバーの **慎重な取扱い** が益々求められることになるでしょう。

## ■ フリーランスの取引に関する新しい法律が11月にスタート（2024年11月～）

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）（令和5年度法律第25号。以下「法律」という。）が2024年11月1日に施行されます。**個人で働くフリーランスに業務委託を行う発注事業者に対し、業務委託をした際の取引条件の明示、給付を受領した日から原則60日以内での報酬支払、ハラスメント対策のための体制整備等が義務付けられます。**情報は随時拡充されます。

### 法律の目的



フリーランスの方が安心して働ける環境の整備を図ることが目的

### 法律の適用対象

**発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）**

#### ●フリーランス「特定受託事業者」

業務委託の相手方である事業者で、“従業員”を使用しないもの

#### ●発注事業者「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」

フリーランスに業務委託する事業者で、“従業員”を使用するもの【特定業務委託事業者】  
ただし、フリーランスに業務委託するフリーランス【業務委託事業者】を含む

※“従業員”とは「週労働20時間以上かつ31日以上上の雇用が見込まれる者」

※働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用される



### <罰則>

- ・公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省による助言、指導、報告徴収、立ち入り検査
- ・命令違反や検査拒否には **50万円以下の罰金**

### <下請法との違いについて>

下請法は、資本金 **1,000万円超**の事業者が規制の対象となります。

**発注事業者や業務委託期間で義務の内容が異なります。**

以下、①～⑦義務項目

- ① 書面などによる取引条件の明示
- ② 報酬支払期日の設定・期日内の支払  
(一度決めた期日までに支払う)
- ③ 7つの禁止行為  
(1. 受領拒否 2. 報酬の減額 3. 返品  
4. 買ったたき 5. 購入・利用強制  
6. 不当な経済上の利益の提供要請  
7. 不当な給付内容の変更・やり直し)
- ④ 募集情報の的確表示
- ⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮
- ⑥ ハラスメント対策に関する体制整備
- ⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示



## ■ 介護に関する改正 (2025年4月～)

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」が公布され、育児・介護休業法が**2025年に段階的に施行**されます。

- 介護の両立支援制度を利用しやすい雇用環境の整備
- 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置
- 介護に直面する前の早い段階(40歳等)での情報提供
- 要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるよう事業主に**努力義務化**
- 介護休暇について、引き続き雇用された期間が**6か月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止**



## ■ 自転車運転中のスマホ・酒気帯びの罰則強化 (2024年11月～)

自転車運転中の新たな罰則を盛り込んだ**2024年改正道路交通法**が、11月1日から施行されます。この改正により、自転車の危険な運転に対し、**新しく罰則が適用**されることとなります。

### ■ 運転中のながらスマホ：

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為  
違反者：6月以下の懲役または10万円以下の罰金  
交通の危険を生じさせた場合：1年以下の懲役または30万円以下の罰金

### ■ 酒気帯び運転及び幫助：自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供

違反者：3年以下の懲役または50万円以下の罰金  
自転車の提供者：3年以下の懲役または50万円以下の罰金  
酒類の提供者・同乗者：2年以下の懲役または30万円以下の罰金



社会保険労務士法人トップアンドコア

【本社】 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 46F TEL : 03-3349-8370

【名古屋支店】 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JP タワー名古屋 7F TEL : 052-589-8753

E-mail : info@topandcore.or.jp http : //www.topandcore.com/

